

「高齢者保健福祉計画」と「障害者計画・障害福祉計画」の策定について

1 計画の趣旨

第9期高齢者保健福祉計画

2つの法定計画を一体的に策定*

※老人福祉法と介護保険法により一体的に策定することが義務付けられている

老人福祉計画
(老人福祉法)



介護保険事業計画
(介護保険法)

高齢者の健康と福祉の増進に関する計画

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

高齢者福祉部会で審議・検討

第4次障害者計画・第7期障害福祉計画

3つの法定計画を一体的に策定*

※障害者総合支援法と児童福祉法によりそれぞれ調和の保たれた内容でなければならないとされている

障害者計画
(障害者基本法)



障害福祉計画
(障害者総合支援法)



障害児福祉計画
(児童福祉法)

障害者施策に関する基本的な計画

障害者サービスの提供体制と自立支援給付等の円滑な実施に関する計画

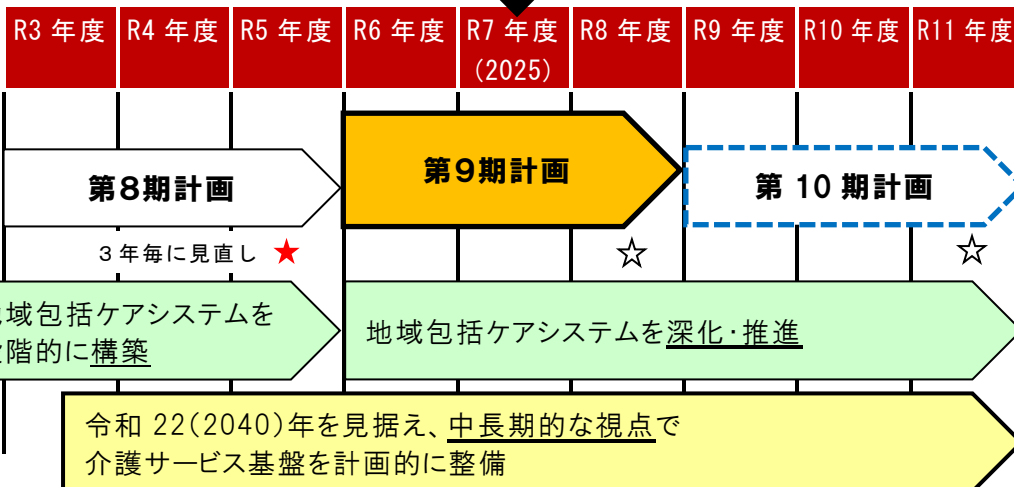
障害児通所支援と障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

障害者福祉部会で審議・検討

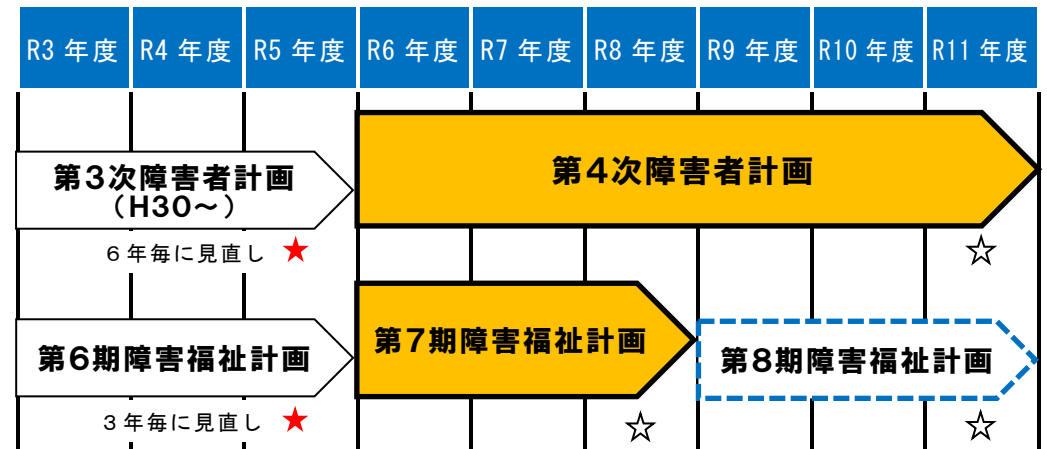
2 計画の期間 令和6年度から令和8年度までの3年間（障害者計画は令和11年度までの6年間）

○ 9期高齢者保健福祉計画

団塊の世代が75歳以上に到達



○ 障害者計画・障害福祉計画



3 スケジュール

		令和5年度												令和6年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
審議会 の動き	審議会		第1回(5/23) ◆ ・委嘱状交付 ・諮問							第2回 ◆ ・中間案報告 ※パブコメ案	第3回 ◆	答申 ◆			
	高齢者福祉部会		現状報告	審議・検討(5回程度)								・介護保険料について ・計画案の最終確認			
	障害者福祉部会		現状報告	審議・検討(5回程度)								計画案の最終確認			
市の動き			法人・団体へヒアリング							パブコメ		◆ 新計画を 議会に説明		新計画	

※ 現状と課題分析のため、令和4年度に高齢の方と障害のある方それぞれに対し、アンケート調査を実施済